

後見支援員の活用について

1 概 要

本市の市民後見人の選任に当たっては、市民後見人養成研修を修了し、広島市市民後見人候補者バンク（以下「バンク」という。）に登録した者と、市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が法人として受任しているケースをマッチングし、本人にとって市民後見人の受任が適切であると判断されたものについて、市民後見人の追加選任申立てを行ってきた。

その中で、バンク登録者においては、市民後見人として適切に後見事務を行うことができるよう、「かけはし」の生活支援員や、「こうけん」の後見支援員として権利擁護支援活動に従事していただいております。資質の向上を図っているところである。

しかしながら、現在はバンク登録者の多くが生活支援員として活動していることから、法人が受任しているケースに支援者として直接携わる機会が少なく、後見実務の経験が十分に積めているとはいえない状況である。

2 後見支援員の活用について

今後は、市社協が法人として受任し後見業務を開始する時点で、本人にとって市民後見人の受任が適切であると思われる事案については、将来、市民後見人が受任することを見据えて、バンク登録者の中から適切な者を後見支援員として委嘱し、後見支援員という立場で法人とともに支援を行う体制を取り入れていきたいと考えている。

これにより、法人後見受任時から法人とともに本人への支援に関わることができ、後見実務の経験を通して後見支援員（バンク登録者）の資質の向上につなげられるとともに、市民後見人として受任するまでの間で本人との良好な関係性を築き上げることができ、市民後見人としてスムーズに就任することができる。

以上のことから、今後はこれまで以上に後見支援員の活用を進めていきたいと考えている。

